

「類似商品・役務審査基準〔国際分類第 13-2027 版対応〕（案）」に対する
意見公募要領

令和 8 年 9 月 18 日
特許庁審査業務部商標課
商標国際分類室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

特許庁では、商品又は役務の類似関係を整理した「類似商品・役務審査基準」を公表し、商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が他人の登録商標に係る指定商品又は指定役務と類似関係にあるか否かの審査に際して、これを審査官の統一的基準として用いております。

「類似商品・役務審査基準」に掲載する商品及び役務は、原則として、商標法施行規則第 6 条において定める別表（以下「省令別表」といいます。）に掲載している商品及び役務に基づき構成されています。

今般、「類似商品・役務審査基準」の技術的修正等を行うと共に、国際分類の改訂に合わせる変更等を行った「類似商品・役務審査基準〔国際分類第 13-2027 版対応〕（案）」を作成いたしました。

つきましては、上記案について、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

※「類似商品・役務審査基準」には、国際分類の理解促進のため、「商品・サービス国際分類表アルファベット順一覧表」掲載の「類別表」及び同一覧表掲載の商品・サービスを参考情報として掲載していますが、これらは同審査基準の一部ではなく、今般の意見募集対象外です。そのため、以下の「類似商品・役務審査基準〔国際分類第 13-2027 版対応〕（案）」では省略しています。

2. 意見公募の対象

類似商品・役務審査基準〔国際分類第 13-2027 版対応〕（案）

3. 資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

（２）窓口での配布

特許庁審査業務部商標課商標国際分類室
（東京都千代田区霞が関 特許庁 6 階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和 8 年 9 月 18 日（金）～令和 8 年 10 月 19 日（月）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8915

東京都千代田区霞が関3-4-3

特許庁審査業務部商標課商標国際分類室 あて

(封筒に「類似商品・役務審査基準〔国際分類第13-2027版対応〕(案)に対する意見」と明記してください。)

(3) 電子メール(意見提出用紙を添付してお送りください。)

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス：PA1T90@jpo.go.jp

(電子メールの件名を「類似商品・役務審査基準〔国際分類第13-2027版対応〕(案)に対する意見」としてください。)

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました意見については、氏名(法人又は団体の場合は名称)、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「類似商品・役務審査基準〔国際分類第 13-2027 版対応〕(案)」に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）	